

浦添市ふるさととてだこの都市応援基金 ふるさと納税で もっともっと浦添市

問い合わせ 企画課(内線2511・2512)

浦添市ふるさととてだこの都市応援基金
浦添市は平成20年9月29日に浦添市でこの都市(まち)応援基金条例を制定しました。
平成26年度末現在、寄附件数87件、寄附総額20,204,966円、平成27年3月31日現在での基金残高は15,940,000円となっています。

寄附金の活用について

- 浦添市では、寄附の申込の際に次の7事業の中から使途を指定していただくことができます。
- (1)産業振興に関する事業
 - (2)生涯学習に関する事業
 - (3)未来を担う人づくりに関する事業
 - (4)文化の創造に関する事業
 - (5)福祉のまちづくりに関する事業
 - (6)快適で美しいまちづくりに関する事業
 - (7)環境と共生するまちづくりに関する事業



「ふるさと納税制度」とは

ふるさと納税とは、生まれ故郷や応援したいと思う自治体への寄附のことです。この場合、所得税からの還付や、市・県民税の一部の控除を受けることができる仕組みです。

ふるさと納税の広まり

平成20年度の制度が始まってから5年が経ち、最近ではテレビなどでも取り上げられる機会が多くなってきました。平成21年度には全国で約3万人だった寄附者が平成25年度には10万人を超え、寄附額も百億円を超えました。

寄附金控除について

ふるさと納税は、法律上は寄附金として扱われ、寄附金控除の対象となります。都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、2千円を超える部分について、住民税所得割の概ね1割を上限として、所得税と合わせて全額が控除されます。控除額は、寄附者の家族構成や所得額などによって異なります。

平成24年度から継続して「中学生海外短期留学派遣事業」に、平成26年度は新たに「児童福祉週間事業」に「てだこまつり」へふるさと納税を活用しました。皆さまの寄附で浦添市はもっと住みやすいまちを目指します。

これまでの寄附実績額

年度	件数	金額(円)
H20	7	7,676,000
H21	2	2,020,000
H22	3	2,510,000
H23	4	2,042,750
H24	7	2,251,216
H25	9	2,222,000
H26	55	1,483,000
H27	40	7,182,000
合計	127	27,386,966

※H27の数値は11月19日現在

27年度パートナー制度開始!

浦添市では、市内産業の活性化と市の魅力をもっとアピールするため、市内事業所で製造・販売されている商品を送付するパートナー制度を27年度からスタートしました。「浦添の観光みやげ推奨品」に認定された商品を中心に、11月末現在、登録事業者数11者、登録商品数20個となり、寄附者の皆さまのみならず、事業者の皆さまにも大変好評をいただいております。

また、法人の場合、寄附額全額を損金として処理することができます。

寄附金控除を受けるには

控除を受けるには、寄附をした方が都道府県や市区町村が発行する領収書等を添えて、寄附を行った翌年(3月15日まで)に住所地を管轄する税務署で確定申告の手続きを行う必要があります。

平成27年度から、確定申告を行う必要のない給与所得者等は、「ワンストップ特例制度」の適用を受けることにより、控除のための確定申告が不要となりました。

いつ還付されますか?

平成27年1月～12月になされた寄附の控除を受けるには、平成28年3月に確定申告をしなければなりません。平成27年度の所得税のうち、控除額が申告時の指定口座へ還付され、残りは平成28年度の住民税から控除されます。

寄附金控除に関する問い合わせ

市民税課
876-11234
(内線2211、2217)

ます。登録は随時募集を行っています。

ふるさと納税返礼品

寄附をされた方に、提携事業者から返礼品が送付されます。



返礼品の選択方法

AグループからFグループ計20種類の中から、寄附金額に応じて選択することができます。

寄附の申込み

【申込書】企画課窓口で配布、市ホームページでダウンロード可。インターネットから電子フォームでも申込み可能です。
【申込方法】窓口・郵送・FAX・メール・電子フォームで受付
【入金方法】市から納付書・郵便振替書を送付(手数料無料)、口座振込(手数料寄附者負担)、現金書留(送料寄附者負担)

返礼品の詳細、電子フォームによる寄附の申込みは市ホームページをご覧ください。



▲ふるさと納税を活用した中学生海外短期留学派遣事業

ワンストップ特例制度

制度の適用を受けるには次の条件を満たす必要があります。
①平成27年4月1日以降の寄附であること
②1年間の寄附先が5団体以内
③他に確定申告を行う必要がないこと(医療費控除・保険料控除等)

寄附控除の例 年収500万円、共働き夫婦と子供2人の世帯(住民税所得割額30万円、所得税率20%)4万円を寄附した場合

控除対象外 2,000円	寄附控除対象額 ①+②+③ 38,000円
住民税の控除額計 ①+② 30,400円	③所得税の控除額 7,600円
①住民税の基本控除額 3,800円	②住民税の特別控除額 26,600円

